

■案内図



■使用事例



■お問い合わせ

一般財団法人武蔵野市開発公社

〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町 1-13-11 メアリト吉祥寺ビル 7 階

電話 0422-22-0381 FAX 0422-22-0383

URL <http://www.m-kaihatsukosha.or.jp>

メール machi@m-kaihatsukosha.or.jp

イベントスペース「吉祥寺デッキ」のご案内

吉祥寺の中心に位置するオープンスペース

「吉祥寺」は都内でも有数の魅力ある商業地として知られ、「住みたい街ランキング」でも常に上位を維持し、幅広い世代の方に支持を受けています。

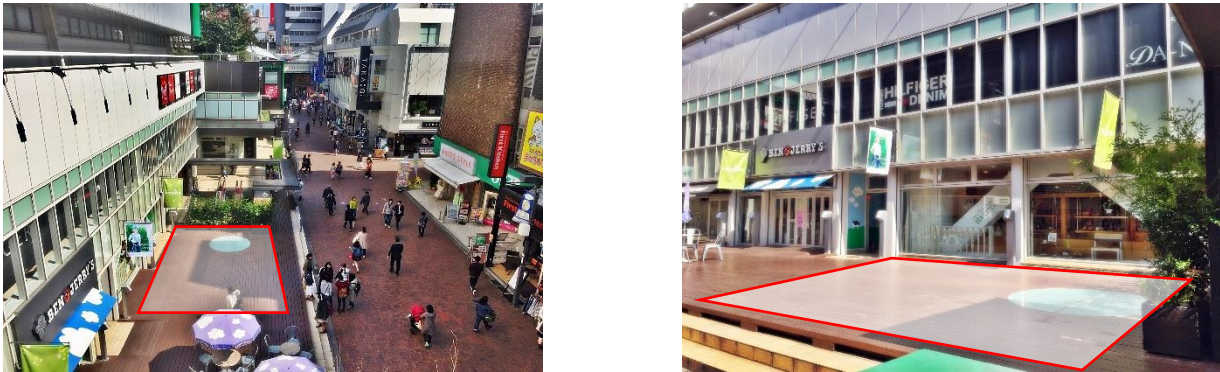
「吉祥寺デッキ」は、そんな「吉祥寺」の更に中心にある「コピス吉祥寺」の正面に位置し、高さのあるウッドデッキのスペースは視認性も高く、さまざまなイベントにご使用いただけます。



■スペース概要

- 場所 武蔵野市吉祥寺本町 1-8-16 コピス吉祥寺 A 館 1 階「ふれあいデッキこもれび」東側
- 面積 約 49 m²（奥行 約 6.2m×間口 約 8.0m）
- 設備 電気：AC100V40A ※屋根はありません。
- 備品 テント・テーブル・いす

※前面道路通行人数:平日約 2 ～ 3 万人、土休日約 4 ～ 5 万人



※赤枠内が使用場所イメージです。

■使用料金および時間

(税込)		
	平 日	土・日・祝日
9：00～17：00	50,000 円	100,000 円
18：00～22：00	30,000 円	60,000 円

- (1) 使用可能時間は 9：00～22：00 となります。
- (2) キャンセル料は、使用日の 30 日前から 50%、10 日前から 100%お支払いいただきます。
- (3) 搬入、設営、撤去も上記時間内に含みます。

■お申し込み

- (1) ご使用日の 6 か月前から 10 日前までお申し込みが可能です。空き状況を弊社ホームページでご確認後、使用申込み書及び企画内容のわかる資料を提出願います。内容を審査し可否を決定いたします。
※使用申込み書はホームページからダウンロードできます。
- (2) 使用承諾となった場合は承諾証を発行いたします。事前に打ち合わせをさせていただきますので、ご来社のうえ、お受け取りをお願いいたします。
- (3) ご使用日の 6 か月前から 1 か月前までは仮申し込みが可能です。詳しくはお問い合わせください。

■使用条件

- (1) ビルや地域の賑わいや活性化に寄与することを目的とする「吉祥寺デッキ事業」の主旨に合致するイベントのみ使用できます。以下の項目に該当する場合は使用できません。
 - ①公序良俗に反するもの。
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の暴力団の利益になるもの。
 - ③「吉祥寺デッキ事業」の運営上支障があるもの。（迷惑行為、危険行為等）
- (2) 使用中の人身事故及び物品・展示物等の盗難・破損事故等に関しましては、当社は一切の賠償責任を負いません。イベント保険等への加入をお願いいたします。
- (3) 使用後は使用場所の原状回復をお願いいたします。万が一、デッキ及び施設をき損させた場合は賠償を、清掃が必要と判断した場合は指定業者と契約のうえ清掃をしていただきます。

■注意事項

- (1) 以下の項目に該当する場合は、イベント実施中であっても使用を中止させていただくことがあります。なお、その結果使用者にいかなる損害が生じても、当社は一切の責任を負いません。
 - ①申請書に虚偽の記載があったとき。
 - ②公社職員が、来街者及び会場周辺に迷惑、危険を及ぼす可能性があると判断したとき。
 - ③その他、公社職員の指示に従わないとき。
- (2) 使用に必要な許認可は、使用者が取得してください。
- (3) 使用にあたっては周辺の店舗及び来街者に配慮してください。
- (4) デッキ上での音量には十分配慮してください。
- (5) 裸火を使用することや、発火性、爆発性のある薬品類を持ち込むことは出来ません。
- (6) 動物の持ち込みは出来ません。
- (7) イベント等で発生したゴミはお持ち帰りください。
- (8) 前面道路は使用範囲ではありません。看板や商品を出さないでください。
- (9) 前面道路は交通規制により、9 時から 12 時以外の車両の進入ができません。
- (10) 事故等については、損害賠償責任保険に加入する等、使用者の責任で対応してください。
- (11) 終了後は、貸出時の現状に戻してください。
- (12) 周辺建造物等を破損した場合又は使用後物品等の残置が有る場合は、対応費用として賠償金を請求させていただくことがあります。